

[事案 26-12] 災害死亡保険金支払請求

・平成 26 年 6 月 20 日 裁定打切り

<事案の概要>

「不慮の事故」に該当しないとして災害死亡保険金が支払われなかったことを理由に、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 11 月、配偶者（契約者・被保険者）が漁港の船着き場から自動車に乗車したまま転落して死亡したため、平成 8 年 11 月に契約した定期保険にもとづいて保険金の支払いを請求したところ、普通死亡保険金は支払われたが、災害死亡保険金については「不慮の事故」に該当しないとして支払われなかった。

しかしながら、本事故は警察の捜査で「事件ではない」と結論が出ており、配偶者には自傷行為をする理由も動機もないので、事件でも自傷行為でもないのであれば不慮の事故であったと言ふべきであり、災害死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本事故は、申立人配偶者が自ら引き起こした可能性が高く、偶発性を欠いており、「不慮の事故」には該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)内陸部在住の申立人配偶者が、遠く離れた転落現場（漁港の船着き場）を深夜に訪れたことは不自然な行動と考えられる。
- (2)警察の捜査報告書によると、自動車の後部ハッチバックドア、サンルーフ等が開放されている等、海水が浸入しやすい状態であったことから、自ら開放したものと考えられる。
- (3)シートベルトを装着したまま海中で発見されており、脱出を試みた形跡が認められない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

1. 捜査報告書によると、本事故は午後 11 時 50 分頃に漁港の船着き場で発生していること、申立人配偶者は運転席にシートベルトを締めた状態で発見されたこと、前席両側ドアの窓ガラス、サンルーフおよび後部ハッチバックドアが開放状態であったことが認められることの記載があるものの、車両が海に転落した理由は特定されていない。
2. 車両が転落した理由や本人の動機を判断するには、死亡時の状況や現場の状況、事故発生前の本人の行動、生活状況等を検討する必要がある、そのためには、事故の目撃者、家族や勤務先関係者、搬送先病院の医師等からの事情聴取が必要となる。
3. しかしながら、裁判外紛争解決機関である当審査会は第三者からの事情聴取の手続きを有しておらず、本件の「不慮の事故」該当性について、当審査会が適正に判断することは困難であり、本件の適正な解決は裁判所の訴訟手続においてなされるべきである。